

香美市ごみの戸別収集事業実施要綱

令和 4 年 9 月 2 9 日

告示第 1 6 2 号

改正 令和 6 年 1 月 9 日告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、家庭から排出されるごみを自らごみ収集ステーションへ出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯について、ごみにより生活環境の保全に支障が発生することを防止するために行う香美市ごみの戸別収集事業（以下「戸別収集」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 戸別収集の実施主体は、香美市とする。

(対象者)

第 3 条 戸別収集の対象者は、香美市内に住所を有し（住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により香美市の住民基本台帳に記録されていることをいう。）、ごみ収集ステーションへのごみの排出について、親族、近隣住民等の他者の協力を得ることができない者で、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯に居住する者とする。

- (1) 満 6 5 歳以上の者であって、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定により、要支援又は要介護の認定を受けている者で、同法の規定に基づき作成される居宅サービス計画又は介護予防サービス計画においてごみ出しの支援が必要と確認できる者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の規定により、障害支援区分の認定を受けている者で、ごみ出しの支援が必要とされる者
- (3) 前 2 号に準ずる者として市長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業の利用の対象外とする。

- (1) 社会福祉施設、病院、診療所等に入所又は入院をしている者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 7 項に規定の共同生活援助の支給決定を受けている者
- (3) その他戸別収集を利用することが不相当と認められる者

(収集するごみ)

第 4 条 戸別収集を行うごみは、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 8 年香美市条例第 1 4 7 号）第 1 3 条第 2 項、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 1 8 年香美市規則第 1 0 3 号）第 1 2 条第 1 号及び第 4 号に規定する方法により分別されたものとし、粗大ごみやその他処理困難物等は除くものとする。

(利用申請)

第5条 戸別収集を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、香美市ごみの戸別収集事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、申請者の居宅を訪問し、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、事業の利用の可否について決定したときは、香美市ごみの戸別収集事業利用可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(戸別収集の方法)

第7条 戸別収集は、門扉付近、玄関先等の市長が指定する収集作業が容易に行える敷地内の場所に排出されたごみを、市長が指定した日に収集する方法により行うものとする。

(変更の届出)

第8条 第6条第2項の規定により事業利用決定の通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、申請の内容に変更が生じたときは、香美市ごみの戸別収集事業変更届(様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用の休止及び再開)

第9条 利用者は、入院、旅行その他の理由で事業の利用を休止しようとするとき、又は休止していた事業の利用を再開しようとするときは、あらかじめ市に連絡しなければならない。

(事業の中止)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の中止を決定するものとする。

- (1) 事業の利用中止の申出があったとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったと認められるとき。
- (3) 連絡がないまま、長期不在であると認められるとき。
- (4) 前3号にあげるもののほか、市長が事業の実施が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により中止を決定したときは、香美市ごみの戸別収集事業中止決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、戸別収集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

附 則(令和6年1月9日告示第2号)

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。